

免許試験合格者等のための 免許申請書等手続きの手引き

目 次

○申請手続きについて	1
○申請書の記入上の注意点について	2

申請書類の作り方（記入例 及び チェックリスト）

●申請書（表面）

I 免許申請（新規）

A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「免許試験合格通知書」を交付された方	3
B 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「免許試験結果通知書」を交付された方	5
C 無試験で免許を受ける資格のある方	5

II 免許証再交付申請

A 免許証を紛失した方	7
B 免許証を損傷した方	7
C 免許証の記載事項等の変更を希望する方	9
D 新様式の免許証の発行を希望する方	9

III 免許証書替申請

免許証に記載されている氏名を変更した方	11
---------------------	----

IV 免許更新申請

特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方	13
-------------------------------	----

●申請書（裏面）	15
●所持免許申告欄	16
●添付書類について	17
●実務経験等を証明する書類について	19
●電子申請による免許申請等について	25

○写真について	26
○免許申請時にまずチェック！	27
○本人確認証明書の具体例	28
○申請書の提出先、問い合わせ先	29



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

●申請手続きについて●

- 申請の内容によって申請書の提出先、提出方法が異なります。次のとおり申請手続を行って下さい。

申請の内容	申請書の記載方法、提出先、提出方法
I 免許申請（新規）	
<p>A 安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「<u>免許試験合格通知書</u>」を交付された方 ※ 特級・一級・二級ボイラー技士免許試験、 ボイラー整備士免許試験、発破技士免許試験、 高压室内作業主任者免許試験、ガス溶接作業 主任者免許試験及び林業架線作業主任者免許 試験については、<u>実務経験等を証明する書類</u> を添付し、申請する必要があります。 ※ ボイラー溶接士免許は、試験合格後2年以内に申請する必要があります。</p>	<p>【申請書の記載方法】 3～4ページ参照（I A）</p> <p>【申請書の提出先】 <u>東京労働局免許証発行センター</u></p> <p>【提出方法】 簡易書留による郵送（なお、窓口はありませんので、直接持参することはできません。）</p>
<p>B 安全衛生技術センターの行う免許試験の学科試験を受験し、「<u>免許試験結果通知書</u>」を交付された方</p> <p>C 無試験で免許を受ける資格のある方</p>	<p>【申請書の記載方法】 5～6ページ参照（I B C）</p> <p>【申請書の提出先】 <u>申請者の住所地を管轄する都道府県労働局の健康安全主務課</u></p> <p>【提出方法】 I B C 簡易書留による郵送又は持参（東京労働局免許証発行センターでの封筒を用いて申請することはできません。）</p>
<p>II 免許証再交付申請 A 免許証を紛失した方 B 免許証を損傷した方 C 免許証の記載事項等の変更を希望する方 D 新様式の免許証の発行を希望する方</p> <p>III 免許証書替申請 免許証に記載されている氏名を変更した方</p> <p>IV 免許更新申請 特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期間を更新しようとする方 ※申請は、有効期間満了日の1か月前から受け付けます。</p>	<p>【申請書の記載方法】 7～8ページ参照（II A B 再交付） 9～10ページ参照（II C D 再交付） 11～12ページ参照（III 書替） 13～14ページ参照（IV 更新）</p> <p>【申請書の提出先】 <u>申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の健康安全主務課</u></p> <p>【提出方法】 簡易書留による郵送又は持参（東京労働局免許証発行センターでの封筒を用いて申請することはできません。）</p>

※ 申請書の提出先である都道府県労働局については、29、30ページを参照し、宛先等をご確認下さい。

- また、電子申請によっても申請を行うことができます。25ページの「電子申請による免許申請等について」をよく読んで申請手続きを行って下さい。
- 免許申請が集中する時期は、免許証がお手元に届くまで30日程度かかる場合があります。
- 技能講習修了証・特別教育修了証等の再発行等は本申請手続きの対象外です。受講した教育機関等にお問い合わせ下さい。
- 複数の免許申請を同時に行う場合（書替・再交付申請等と新規申請を同時に行う場合等）については、申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は直近の免許証の交付を受けた都道府県労働局の健康安全主務課に提出して下さい。

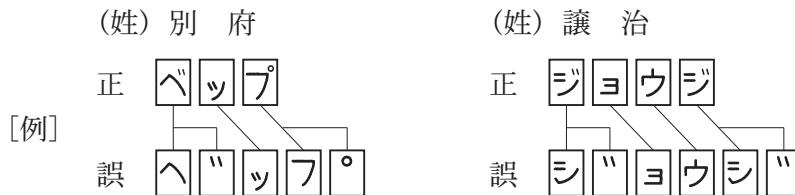
●申請書の記入上の注意点について●

1. 申請書の□枠内に記入する文字は、光学的読取装置（O C R）により直接読み取りますので、筆記用具には黒のボールペンを使用し、次の事項に十分注意して下さい。

- 1) 文字は、「標準字体」（右に記載）にならって申請書の□□□の記入枠からはみ出さないように、大きくてていねいに書いて下さい。
- 2) 文字は、大きな傾きをなくし、できるだけ濃く、かすれないように書いて下さい。
- 3) 濁点「゛」、半濁点「゜」は、同一の記入枠に記入して下さい。

0	1	2	3	4
5	6	7	8	9

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ		ユ		ヨ
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ	ヲ			一



- 5) 次の文字については、特に注意して下さい。

イ シツソンは、斜めの弧を書き始めるとき小さくカギをつけ、シツソンと書く。

ロ キエは使用しないで、キエと書く。

誤 正

ハ 数字の1はカギをつけないで垂直に書く。

1→1

ニ 数字の7の上部は水平の横軸とする。

7→7

カタカナのクの上部は右下がりにする。

ク→ク

ホ 数字の「4」の二本の縦線は上に閉じない。

4→4

ヘ 文字を書き損じたときは、その枠の上下をややはみ出すように縦の一本線を引いたうえ、正しい文字を枠の中の右上すみに記入する（修正液等を使って訂正しない。）

3を2に訂正 3² アをイに訂正 イ

2. 申請書は機械で処理しますので、汚したり、穴をあけたりしないで下さい。また、できるだけ折り曲げないようにし、もし折り曲げる場合には、▶ ◀ 印の所を谷に折って下さい。

3. 記入例を参考に申請書に記入して下さい。

なお、それぞれの申請で添付書類の箇所に示した書類が必要ですので準備して下さい。

4. 氏名は、戸籍上の文字を楷書にて記入して下さい。（免許試験合格通知書の氏名が、戸籍上の文字でない場合は、戸籍抄本を添付して申請して下さい。）

○申請書類記入等チェックリスト

チェック欄

- | | |
|----------------------------|---|
| ① <input type="checkbox"/> | 記入漏れはありませんか？ |
| ② <input type="checkbox"/> | 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？ |
| ③ <input type="checkbox"/> | 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照） |

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの

チェック欄	添付書類	備考
① <input type="checkbox"/>	免許試験合格通知書（原本）	免許試験合格通知書を紛失した場合は、免許試験を受けた安全衛生技術センターに連絡し、再交付を受けて下さい。
② <input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓付き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓付き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
③ <input type="checkbox"/>	免許証送付用切手460円分（※）	②の免許証送付用封筒に貼付して下さい。（※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
④ <input type="checkbox"/>	本人確認証明書等（17、28 ページ参照）	「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（本人確認証明書）を添付して下さい。 ※旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記を希望する氏名又は通称が記載されているものを提出して下さい。 なお、18 ページ（9）口の現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証のうち新様式（ラミネート式又はカード式）のものを添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限る）は本人確認証明書の添付は不要です。

○該当する場合に添付するもの

チェック欄	添付書類	必要となる場合
⑤ <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証（原本）	○労働安全衛生法関係の免許証を持つている場合 ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。 □ 提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。
⑥ <input type="checkbox"/>	所持免許申告欄（16 ページ参照）	○旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 (申請書の項目番号⑯に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要)。
⑦ <input type="checkbox"/>	実務経験等を証明する書類（17 ページ参照）	○特級・一級・二級ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許を申請する場合。

試験合格

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃つたら、記入例に添つても一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○申請書類記入等チェックリスト

○チェック欄

- | | |
|----------------------------|--|
| ① <input type="checkbox"/> | 記入漏れはありませんか？ |
| ② <input type="checkbox"/> | 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？ |
| ③ <input type="checkbox"/> | 各申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15ページ参照） |

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃つたら、記入例に添つてもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの

チェック欄	添付書類	備考
① <input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は注意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。（※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ <input type="checkbox"/>	本人確認証明書等（17、28ページ参照）	「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（本人確認証明書）を添付して下さい。 ※旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記を希望する氏名又は通称が記載されているものを提出して下さい。 なお、18ページ(9)口の現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証（うち新様式（ミニネート式又はカード式）のものを添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限る）は本人確認証明書の添付は不要です。）

○該当する場合に添付するもの

チェック欄	添付書類	必要となる場合
④ <input type="checkbox"/>	免許試験結果通知書（原本）	○免許試験の学科試験に合格した後、当該学科試験が行われた日から起算して、1年内に実技教習を修了した方
⑤ <input type="checkbox"/>	実技教習修了証	○実技教習を修了後、1年内に免許試験の学科試験に合格し、「免許試験結果通知書」を交付された方 ※ボイラー実技講習は実技教習ではありません。
⑥ <input type="checkbox"/>	免許を受ける資格を有することを証明する書類（17ページ参照）	○無試験で免許を受けれる資格がある場合 ※添付する書類は、原本又はそのコピーとなります
⑦ <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証（原本）	○労働安全衛生法関係の免許証を持つている場合 ※免許証を紛失している場合は再交付の手続きも必要です（7～8ページ参照）。 新規免許申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※氏名を変更した場合は、書類の手續も必要です（11～12ページ参照）。 ※新規免許申請書と合わせ、免許証再交付申請書の提出先（11～12ページ参照）に提出して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認證明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
⑧ <input type="checkbox"/>	所持免許申告欄（16ページ参照）	○旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 (申請書の項目番号⑩に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要)。

○試験免除

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃つたら、記入例に添つてもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

記入例 II

A 免許証を紛失した方 B 免許証を損傷した方

[申請書裏面については]
[15ページ参照。]

- ① [2]と記入してください。
申請者氏名欄には戸籍上の氏名を記入してください。
記載内容等について照会する際に必要です
で、屋間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電
話番号等を記入してください。また、会社の場合
は部署名・内線番号を記入してください。

- ③(4) カタカナで左からつめて書いて下さい。
⑤ 町域番号まで正確に記入してください。
⑥ 左端の□枠内に、該当する元号の番号を記
入します。年月日は、それぞれ桟が二つずつ並
んでいます。1桁の数字は左側の枠を空欄にし、
右側の□枠内に記入します。

- ⑦-1 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を
希望する場合は2を、希望しない場合は0を記
入して下さい。
⑦-2 併記を希望する氏名等を記入して下さ
い。

- ⑧ 申請書裏面のコード表を見て記入して下さ
い。
Aの方は、「紛失」と記入して下さい。
Bの方は、「損傷」と記入して下さい。
⑨ 労働安全衛生法に基づく他の免許を持つて
いる場合には、今回申請する免許証と統合のう
え新しい免許証が交付されますので、1と記入
し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申
告欄に必要事項を記入して下さい。(16ページ
参照)。

■ 横式第12号(第66条の3、第67条関係)(表面) (免許・審査・免許更新)申請書	
<p>申請者氏名欄には戸籍上の氏名を記入してください。 記載内容等について照会する際に必要です で、屋間電話で連絡の取れる電話番号・携帯電 話番号等を記入してください。また、会社の場合 は部署名・内線番号を記入してください。</p>	
<p>写真は、申請口上三分身(胸から上)、正面、着衣、脱帽、無背景 寸法は横24mm×縦30mm(運動免許証サイズ) ・上三分身(胸から上)、正面、着衣、脱帽、無背景 ・申請前6ヶ月以内に撮影したもの ・鮮明で変色の恐れのないもの ※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。 なお、次のような写真は撮り直しをお願いするもの ・サングラスやハンド等により顔の一部が隠れているもの ・デジタル写真の品質に劣るかあるもの(画像処理がな れているものや不鮮明なもの) ・変色や傷があるもの ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの 詳しくは、P26を参照して下さい。</p>	
<p>住所地以外(勤務先など)に免許証の送付を希望 される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電 話番号を記入して下さい。住所地への送付を希望 される方は、この欄に記入する必要はありません。</p>	
<p>送付先の記入例 (会社の場合)</p>	
<p>〒○○○一○○○○ 東京都千代田区○○1-1-1 ○○(株) 安全衛生課 気付 (実家の場合)</p>	
<p>送付先の記入例 (会社の場合)</p>	
<p>〒○○○一○○○○ 東京都文京区○○1-1-1 ○○様方</p>	
<p>なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が 印字されます。免許申請者以外の方が受取人にな ることとはできません。</p>	
<p>記入しないで下さい。 紛失または損傷した免許証について記入して下さい。 ・カードタイプ(ラミネートタイプを含む)の免 許証の場合 ⑩に免許証番号を記入 ・二折りタイプの免許証の場合 (裏面のコード表参照、⑪に「交付局コード」、 ⑫に「免許の種類コード」、⑬に「免許証番号」、 ⑭に交付年月日を記入して下さい。 紛失・損傷した免許証の記載項目が不明の場 合には、申請者ご本人が本人確認證明書を持 参の上、最寄りの労働基準監督署又は都道府 県労働局の窓口にて確認してください。</p>	
<p>※再交付と書替を同時に行う場合は、①「申請 の区分」は③と記入し、記入例Ⅲ(11ページ) に示した事項も併せて記入して下さい。</p>	

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P29～P30 参照)

(受付印) 千葉 労働局長殿
令和 2 年 4 月 1 日

○申請書類記入等チェックリスト

再交付

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃つたら、記入例に添つても一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの

チェック欄	添付書類	備考
① <input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか？	この申請書類一式に同封されている茶色の窓付き封筒です。住所等は記載しないで下さい。(免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。)なお、専用の窓付き封筒をお持ちない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	各申請書の裏面に収入印紙 1,500円分を貼付しましたか？(消印をしないで下さい。) (15ページ参照)	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 (※) 令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。

○該当する場合に添付するもの

チェック欄	添付書類	必要となる場合
③ <input type="checkbox"/>	免許証滅失事由書 (18ページ参照)	①の免許証を紛失した方のみ
④ <input type="checkbox"/>	損傷した免許証	①の免許証を損傷した方のみ
⑤ <input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証 (原本)	①の労働安全衛生法関係の免許を持つている場合 ※氏名を変更した場合は、書替も同時に行います。申請書の①「申請の区分」は「3」と記入し、記入例Ⅲ(11ページ)に示した事項も併せて、申請書に記入して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
⑥ <input type="checkbox"/>	所持免許申告欄 (16ページ参照)	①旧様式(二つ折りタイプ)の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 (申請書の項目番号⑥に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要)。
⑦ <input type="checkbox"/>	本人確認証明書 (17、28ページ参照)	①の免許証を紛失した方で、該当免許証で本人確認ができない方 ②住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング(黒塗り)したものとして下さい。 ③旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング(黒塗り)したもの、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものとして下さい。

○申請書類記入等チェックリスト

再交付

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃つたら、記入例に添つてもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの

チェック欄	添付書類	備考
① <input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか？	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓付き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓付き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/> 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法関係の免許証（原本）	※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	※氏名を変更した場合は、書替も同時に行います。申請書の①「申請の区分」は「3」と記入し、記入例Ⅲ（11ページ）に示した事項も併せて、申請書に記入して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
○該当する場合に添付するもの	添付書類	必要となる場合
④ <input type="checkbox"/> 所持免許申告欄（16 ページ参照）		○旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 (申請書の項目番号⑯に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要)。
⑤ <input type="checkbox"/> 本人確認証明書（17、28 ページ参照）		○免許証の顔写真を変更する方 ○住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ○旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

※免許証の記載事項の変更（例）写真、住所の変更を希望する場合等。新様式（ラミネート式又はカード式）の免許証で発行されます。

○申請書類記入等チェックリスト

書 替

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃つたら、記入例に添つてもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの

チェック欄	添付書類	備 考
① <input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか？	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。 (免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。) なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/> 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 (※) 令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ <input type="checkbox"/> 書替する免許証		提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
④ <input type="checkbox"/> 氏名を変更した事実が分かる証明書 (17ページ参照)		変更前の氏名が記載された住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、戸籍抄本等で氏名を変更したことが確認できるもの ※本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。
○該当する場合に添付するもの	添付書類	必要となる場合
⑤ <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法関係の免許証（原本）	労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	○他の労働安全衛生法関係の免許を持つている場合 ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。
⑥ <input type="checkbox"/> 所持免許申告欄（16ページ参照）		○旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 (申請書の項目番号⑯に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要)。
⑦ <input type="checkbox"/> 本人確認証明書（17、28ページ参照）		○住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。 ※④と共に構いません。

※氏名を変更した場合は、法令上免許の書替が必要となります。

○申請書類記入等チェックリスト

更新

○チェック欄

- ① 記入漏れはありませんか？
② 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃つたら、記入例に添つても一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの

チェック欄	添付書類	備考
① <input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓付き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓付き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② <input type="checkbox"/>	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 (※) 令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ <input type="checkbox"/>	免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証明する書面	詳しくは、18ページを参照して下さい。
④ <input type="checkbox"/>	更新する免許証（原本）	提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認證明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
○該当する場合に添付するもの		必要となる場合
⑤ <input type="checkbox"/>	本人確認証明書（17、28 ページ参照）	○住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。 ○旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

※免許を紛失している場合は、再交付の手続も必要です（7～8ページ参照）。免許更新申請書とあわせ、免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。

※氏名を変更した場合は、書類の手續も必要です（11～12ページ参照）。免許更新申請書とあわせ、免許証書替申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。

※申請は、有効期間満了日の1か月前から受け付けます。

所持免許申請欄

申請書の項目番号②に□を記入した方（二つ折りタイプ（旧様式）の免許証を所持している方）は必ずこの用紙を記入・添付して下さい。

様式第12号(第66条②3、第67条関係) (別紙)

備考 1 免許の種類コード及び交付局コードは、株式第12号（2）の住所地・交付局コード一覧及び免許種類コード表を参照すること。
2 種類コード表と異なり、記入欄は同じ「記入欄」に「[ハ]」等と記入すること。

本様式のダウンロードはこちらからお願いします。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hinwe/000106467.html>



カードタイプ（ラミネートタイプを含む）の免許証を所持している方は提出不要です。

●添付書類について●

次の(1)～(10)のうち今回必要な書類について説明をよく読み、不足するものがないよう準備して下さい。郵送で申請する場合には、特に〈　〉内に留意して下さい。

(1) 免許試験合格通知書

試験に合格された方は、必ず原本を添付して下さい。

※合格通知書の住所・氏名は免許証の基データとなるため、合格通知書を受領した段階で住所・氏名の相違（誤植等）に気付いた場合は、安全衛生技術センターへ連絡して下さい。

(2) 実務経験等を証明する書類（I-Ⓐで申請される方）

特級・一級・二級ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許又は林業架線作業主任者免許を申請される方は実務経験等を証明する書類が必要になります。具体的な書類については19ページから24ページまでをご覧下さい。

実務経験従事証明書については、原本を添付して下さい。（様式は、厚生労働省ホームページ、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で入手できます。）

なお、実務経験従事証明書以外の実務経験等を証明する書類（例えば、発破実技講習修了証、ボイラー実技講習修了証等）については、原本又はそのコピーを添付して下さい。

(3) 試験免除資格を証明する書面（I-Ⓑ、I-Ⓒで申請される方（※試験が免除される方））

イ 免許試験結果通知書

必ず原本を添付して下さい。

ロ 実技教習修了証

クレーン運転実技教習修了証、移動式クレーン運転実技教習修了証、又は揚貨装置運転実技教習修了証の原本又はそのコピーを添付して下さい。

ハ 免許を受ける資格を有することを証明する書面

免許申請書の免許申請の②新規交付申請欄の資格内容（　）内に記入した資格を証する書面で、卒業証明書等（卒業証明書及び必要に応じて履修単位証明書等）、各種の免状、免許証、職業訓練修了証等をいいます。

申請先の都道府県労働局に原本又はそのコピーを持参して下さい。〈卒業証明書等の本籍地はマスキング（黒塗り）して下さい〉

〈卒業証明書等については、都道府県労働局で申請及び郵送で申請する場合も、原本を添付して下さい。それ以外の書面で保存が必要なものについては、コピーを送付して下さい。〉

(4) 本人確認証明書

申請書の申請者氏名、生年月日及び住所の欄に記入した事実を証する書面のことで、住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、マイナンバーカード（表面のみ）・自動車運転免許証（表裏両面）・在留カード（表裏両面）等の公的な書面のコピーを言います。

写真が無い公的証明書の場合は原則として2つ添付して下さい。

なお、後述の（9）口の「現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証」のうち新様式（ラミネート式又はカード式）のものを添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限る）には、本人確認証明書を添付する必要はありません。本人確認証明書の例については、28ページも参照して下さい。

(5) 氏名の変更の場合は氏名を変更した事実が分かる証明書

氏名の変更を証明する書面として添付します。

変更前の氏名が記載された住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、戸籍抄本、自動車運転免許証（旧姓の表記が確認できるものに限る）等を添付して下さい。〈郵送で申請する場合も、住民票の写し及び戸籍抄本は、原本を添付して下さい。それ以外については、コピーを送付してください。〉

本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

(6) 旧姓を使用した氏名又は通称が記載されている住民票の写し等

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、旧姓又は通称が記載された住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、等の公的な書面を添付します。本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

(7) 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面

免許の有効期限の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務に従事し、かつ、免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべてが溶接検査に合格していることを証明する書面のことです。〈郵送の場合も原本送付のこと。〉

なお、この書面に替えて機械試験結果及び試験を行ったテストピースを提出することができます。詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

(8) 免許証滅失事由書

免許証を滅失した経緯を明らかにする書面のことで、具体的な滅失経緯を書き、住所及び氏名を記載して下さい。

免許証滅失事由書の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei22/index.html

詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。（29、30ページを参照して下さい。）

(9) 労働安全衛生法関係既得免許証

イ 申請に直接関係する免許証

「免許証の損傷による再交付申請」「免許証の記載事項等を変更する再交付申請」、「新様式（ラミネート式又はカード式）の免許証の発行を希望する場合の再交付申請」「書替申請」「免許更新申請」においては、従前の免許証を添付して下さい。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（原本確認）を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口に持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。なお、この場合従前の免許証には穴開けをいたします。

□ 現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証

労働安全衛生法に基づく他の免許証を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、現在持っている他の免許証を添付する必要があります。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピー（コピーは全面コピーしたものが必要です）を申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（原本確認）を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口に持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。なお、この場合従前の免許証には穴開けをいたします。

(10) 免許証送付用封筒

免許証は申請先の都道府県労働局で審査を行った後、東京労働局免許証発行センターから簡易書留により後日送付されます。専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒（免許申請書セットの中に入っている窓あきの封筒。紛失した場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で入手できます。）に送付用切手（郵送料+簡易書留料、令和6年10月1日現在460円）のみを貼り同封して下さい。（免許証の返送先の住所や氏名は申請書に記載されたものが印字されますので、封筒に氏名や住所等は記載しないで下さい。ただし、任意の封筒を使用する場合は、あて先に返信先の住所及び氏名を記載して下さい。）

※上位の資格を取得した場合等、過去の免許情報が、統合された新しい免許証に記載されない場合があります。

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際には添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によつて異なります。具体的には下表のとおりです。

特級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	（注）
1 一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱つた経験がある者※	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	②
2 一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	②
3 学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修め卒業した者で、その後2年以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことか確認できるもの）（原本） <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	①
4 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熟）免状を有する者で、2年以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写 <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	①
5 海技士（機関1、2級）免許を受けた者	<input type="radio"/> 海技士免状の写	①
6 ボイラー、タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計5000m ² 以上のボイラーを取り扱つた経験があるもの。	<input type="radio"/> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写 <input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	① ②

【注】① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～6関係）

② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/anzen/anzeneisei22/)

③ 要件1及び2について、暖房専門ボイラーの経験は1年を6ヶ月として扱います。

* 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際[に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によつて異なります。具体的には下表のとおりです。

一級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	（注）
1 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱つた経験がある者※	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	②
2 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	②
3 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことか確認できるもの）（原本） <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	①
4 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写 <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	①
5 海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	<input type="radio"/> 海技士免状の写	①
6 ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25m ² 以上のボイラーを取り扱つた経験があるもの	<input type="radio"/> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写 <input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	① ②
7 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25m ² 以上のボイラーを取り扱つた経験があるもの	<input type="radio"/> 汽かん係員試験合格証の写 <input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	① ②

【注】
① 免許試験合格通知書の備考欄に印書きされている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」、「06」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～7関係）

② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou/anzeneisei22/)

③ 要件1及び2について、暖房専門ボイラーの経験は1年を6ヶ月として扱います。

* 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行つ際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によつて異なります。具体的には下表のとおりです。

二級ボイラー免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	[注]
1 ボイラー実技講習を修了した者	<input type="radio"/> ボイラー実技講習修了証の原本又は写 (提出されたものは返却)しませんのでご注意ください。)	
2 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後3か月以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）(原本) <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	
3 ボイラーの取扱いについて6か月以上の実地修習を経た者	<input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	
4 ボイラー取扱技能講習を修了した者で、その後4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験があるもの ^{※2}	<input type="radio"/> ボイラー取扱技能講習修了証の写 <input type="radio"/> 実務経験従事証明書(原本)	(2)
5 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熟）免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> エネルギー管理士（熟）免状の写及び合否通知書（合格証）の写 <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	
6 海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	<input type="radio"/> 海技士免許の写	
7 ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<input type="radio"/> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写 <input type="radio"/> 実務経験従事証明書(原本)	(2)
8 海技士（機関4、5級）免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<input type="radio"/> 海技士免許の写 <input type="radio"/> 実務経験従事証明書(原本)	(2)
9 保安技術職員国家試験規則により汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25m ² 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<input type="radio"/> 汽かん係員試験合格証の写 <input type="radio"/> 実務経験従事証明書(原本)	(2)
10 鉱山において、伝熱面積の合計が25m ² 以上のボイラーを取り扱った経験がある者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書(原本)	(2)

[注] ② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiin/anzen/anzensei22/)

*1 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書きされ、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

*2 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行つ際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によつて異なります。具体的には下表のとおりです。

ボイラー整備士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	〔注〕
1 ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラー※2を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者※ボイラー技士が、自己の取り扱うボイラーの整備の補助の業務を自ら行つている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本） <input type="radio"/> 換算する場合は、ボイラー技士免許証（写しの場合は、原本確認されたもの）	② ③
2 第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器※2を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験を有する者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	③
3 小規模ボイラー※2の整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者※ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱うボイラーの整備の業務を自ら行つている場合には、取扱経験1年を2か月に換算	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本） <input type="radio"/> 換算する場合は、ボイラー技士免許証（写しの場合は、原本確認されたもの） 又はボイラー取扱技能講習修了証の写	② ③
4 小規模第一種圧力容器※2の整備の業務に6か月以上従事した経験を有する者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	③
5 普通課程の普通職業訓練（設備管理・運転系ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	<input type="radio"/> 修了証の写	①
6 短期課程の普通職業訓練（ボイラー運転科）を修了した者（通信による訓練を除く。）	<input type="radio"/> 修了証の写	①

〔注〕① 免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されていれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

② 「原本確認」は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて行つております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou/anzen/anzenseisei22/

*1 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

*2 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの
小規模第一種圧力容器：労働安全衛生法施行令第6条第17号イ又は口に渴げる第一種圧力容器のうち小型圧力容器を除いたもの

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行った際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

ガス溶接作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 ガス溶接技能講習を修了した者で、その後ガス溶接等の業務に3年以上従事した経験を有するもの	○ ガス溶接技能講習修了証の写（表紙の写も添付して下さい） ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
2 学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者	○ 卒業証明書（溶接に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本）	①
3 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○ 卒業証明書（工学又は化学に関する学科を専攻したことが確認できるもの）（原本） ○ ガス溶接等の業務につくことを証明する書類の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ②
4 構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	○ 該当職種に係る職業訓練指導員免許の写	①
5 普通課程の普通職業訓練（金属加工系溶接科）、養成訓練（溶接科）を修了した者で、その後2年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○ 職業訓練修了証の写 ○ ガス溶接等の業務につくことを証明する書類の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ②
6 鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○ 技能検定合格証の写 ○ ガス溶接等の業務につくことを証明する書類の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ②
7 旧保安技術職員の規則による溶接係員試験に合格した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○ 溶接係員試験合格証の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
8 専修訓練課程の普通職業訓練（溶接科）、専修訓練課程の養成訓練（溶接科）を修了した者で、その後3年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○ 職業訓練修了証の写 ○ ガス溶接等の業務につくことを証明する書類の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
9 養成訓練（金属成形科）を修了した者	○ 職業訓練修了証の写	
10 長期課程の指導員訓練を修了した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○ 指導員訓練修了証の写 ○ ガス溶接等の業務につくことを証明する書類の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②
11 防衛大学校を卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの	○ 卒業証明書（原本） ○ ガス溶接等の業務につくことを証明する書類の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	②

【注】

- ① 免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書されていれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記2～6関係）
 - ② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisakunitsuite/bunya/roudou/roudou_kinran/anzensei22/
- * 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際には添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によつて異なります。具体的には下表のとおりです。

発破技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 学校教育法による大学、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻した者で、その後3か月以上発破の業務について実地修習を経たもの	<input type="radio"/> 卒業証明書（応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻したことか確認できるもの）（原本） <input type="radio"/> 実地修習の事業者証明書（原本）	
2 発破の補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	②
3 発破実技講習を修了した者	<input type="radio"/> 発破実技講習修了証の原本又は写（提出されたものは返却しません） のでご注意ください。）	

高圧室内作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 高圧室内業務に2年以上従事した経験を有する者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	②

林業架線作業主任者免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	②

【注】「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。
(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukiun/anzen/anzenisei22/)
※ 上記のほか、平成24年3月31日までに受験資格があることを証明する書類として安全衛生技術センターに提出済であれば、免許試験合格通知書の備考欄に「法令改正前の受験資格を有することを確認済み。」と印書され、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。

●電子申請による免許申請について●

平成20年2月より、免許証の電子申請はe-Gov（電子政府の総合窓口）電子申請システムを利用して行っていただくことになりました。

なお、令和3年10月より、免許証の電子申請に電子署名は不要となりました。

- ※ 電子申請の留意点や方法などについてはe-Govホームページでご確認下さい。
(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

I 事前準備（初めての方のみ）

パソコン環境の設定を行って下さい。

- ※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「利用準備」のページを参照下さい。
(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/>)

II 申請書の作成

- ※ 作成方法については、e-Govホームページ上にある「電子申請する」のページを参照下さい。
(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure>)
- ※ 申請手続は正しく選択して下さい。
「〇〇免許の試験合格に係る新規交付申請」：「免許試験合格通知書」を交付された方
「〇〇免許の試験免除に係る新規交付申請」：「免許試験結果通知書」を交付された方、
無試験で免許を受ける資格のある方

III 電子納付（前納）

免許証申請の手続については、手数料（各種免許申請につき1,450円）を納付する必要があります。手数料を納付した後の返還・流用は認められませんのでくれぐれもご注意下さい。手数料等に疑義がある場合は、事前に都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

- ※ 納付方法については、e-Govホームページ上にある「電子納付について」のページを参照下さい。
(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/payment>)

IV 添付書類の提出

写真（横24mm×縦30mm）（運転免許証サイズ）1枚及び添付書類（17、18ページ参照）については、郵送により提出して下さい。なお、郵送するに当たっては、e-Gov電子申請システムの添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくとともに、郵送時にe-Gov電子申請システムの「手数料等領収確認のお知らせ」が表示されているページを印刷して同封して下さい。
また、封筒には赤字で「電子申請」と記載してください。

V 申請後の処理

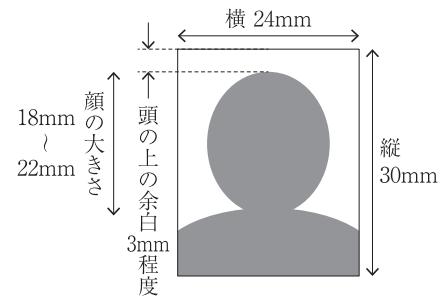
申請後、申請した手続の処理状況を確認することができます。

- ※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「申請等の処理状況を確認する」のページを参照下さい。
(URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm>)

●写真について●

写真については、次の事項の規格どおり撮影し貼付して下さい。

- 寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
 - 上三分身（胸から上）、正面、着衣、脱帽、無背景
 - 申請前6か月以内に撮影されたもの
 - 鮮明で変色の恐れのないもの
- 目安としては、頭の上の余白3mm程度、
顔の大きさ（上下）18mm～22mmです。
(白黒写真も可)



なお、次のような写真は、撮り直しをお願いする場合があります。

- 指定の寸法や規格を満たしていないもの（パスポートの大きさの写真など）
- 申請者本人のみを撮影していないもの
- 服、サングラス、ヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの、カラーコンタクトの着用等、平常の顔貌と異なるもの
- デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされているものや不鮮明のもの）
- 変色や傷があるもの
- 写真専用紙以外の用紙に印刷したもの

適当な写真の例



不適当な写真の例



1 大きすぎるもの



2 小さすぎるもの



3 上三分身(胸から上の写真)でないもの



4 着衣と背景が類似色のもの



5 背景が無地でないもの



6 人物の手前に物が写り込んでいるもの



7 帽子などをかぶっているもの



8 マスクをしているもの



9 色の濃い眼鏡などをかけているもの
(瞳が確認できないものは不可)



10 正面を向いていないもの
(顔が正面を向いていても体が横を向いているもの、視線が正面を向いていないものは不可)



11 平常の表情と著しく異なるもの

12 プレているもの、ボケているものなどは、画像が不鮮明なため不適当です。

13 ソフトフォーカスフィルターを使用したものは不鮮明になりやすく、また、十字、亀甲形等の輝線を生じさせるなど不適当になる場合があります。

14 デジタルカメラで撮影したものは、免許証に取り込む画像が粗く不鮮明になるため、不適当になる場合があります。

●免許申請時にまずチェック！●

添付資料をチェック！

本人確認証明書（詳細は、P28参照）

- 写真の有る公的書面のコピーを同封
- 写真の無い公的書面の場合は、2種類以上同封

免許証の旧姓氏名の併記

- 氏名欄に旧姓（）を使用した氏名を併記する場合、戸籍謄本や住民票、自動車運転免許証の写など、旧姓が確認できるものを同封
※ 免許証氏名の併記例【衛生 健二（安全 健二）】

外国人の免許証

- 免許証の氏名欄に通称名（）を併記する場合、住民票など、通称名が確認できるものを同封
※ 免許証氏名の通称名併記例【EISEI KENJI（衛生 健二）】

ボイラー関係の実務経験従事証明書

- ボイラー関係の場合、労働基準監督署の検査を受検しているボイラーの取り扱いは、3の①に検査証番号と交付者を記入
ボイラー整備士以外で上記検査の他（電気事業法等の関係）は、適用法令に☑した上で、ボイラーの種類と伝熱面積が確認できる資料を同封
- ボイラー関係の場合、取り扱ったボイラー等が、証明する事項に該当する、小規模又はそれ以上の規模であるかを確認（不備が多い）
- ボイラー整備士の場合、整備業者で経験があるときは、「3の上記2に従事した期間」は、「②の上記①以外の場合」に記入（不備が多い）
※ この記入又は資料に不備があると免許証を交付することができません

宛先をチェック！

クレーン関係免許申請の封筒の宛先

- 免許試験合格通知書 ☞ 東京労働局免許証発行センター宛
- 免許試験結果通知書 ☞ 申請者の住所管轄の労働局安全課
又は健康安全課宛（発行センター宛封筒使用不可）

【免許試験合格者等のための免許申請書等手続の手引き】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei22/menkyotebiki.html

東京労働局 免許証発行センター



●本人確認証明書の具体例●

- 申請書の申請者氏名、生年月日、住所の欄に記入した事実を証する書面
 - 公的書面のコピー（縮小不可※）。ただし、住民票等は原本に限る。
 - 本人確認は、原則顔写真による確認が必要 ↗ 下記1の書面を1種類
 - 顔写真の確認できる書面を所持していない ↗ 下記2の書面を2種類
- ※ A4サイズより大きい場合は、A4サイズに縮小可

1 1種類で可能なもの

★ 顔写真（不鮮明なものは不可）が確認できるものに限る

- 労働安全衛生法による免許証
- 自動車運転免許証（表裏面）
- マイナンバーカード（表面のみ 個人番号は必要ありません）
- 住民基本台帳カード（顔写真あり）
- 在留カード・特別永住者証明書（表裏面）

※ 住所を変更している場合は、新住所（申請書の住所）が確認できるものを提出してください。
なお、住所変更の手続きをしていない場合は、免許証の住所は旧住所となります。

2 2種類以上必要なもの

★ 申請者氏名、生年月日、住所を複数の書類の組合せで確認できれば可

- 住民票の写し（市区町村発行の原本。個人番号の記載がないもの）※複写不可
- 戸籍抄本 ※複写不可
- 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- 健康保険被保険者証又は資格確認書（ともに表裏面）
- 年金手帳
- 基礎年金番号通知書
- パスポート
- 保健師免許証・薬剤師免許証

組合せ例

- 住民票の写し + 健康保険被保険証
- 住民票の写し + 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- 住民票の写し + 年金手帳
- 住民票の写し + 基礎年金番号通知書
- 住民票の写し + パスポート

※ 住所が手書きのものは、別途、印字されている公的書面が必要です。
※ 上記以外、国、都道府県、区市町村が交付した免許証等の書面も可能です。

本人確認証明書に当たらないもの

- 免許試験合格通知書・結果通知書、技能講習修了証、クレーン等実技教習修了証
- キャッシュカード、クレジットカード
- 職員証・社員証
- 公共料金領収書（電気・ガス・水道・電話）

【申請に関するお問い合わせ】

免許証発行サポートダイヤル ☎ 0570-006-120

●問い合わせ先●

申請に関して不明な点は、こちらにお問い合わせ下さい。

免許証発行サポートダイヤル 0570-006-120

なお、お問い合わせ内容によっては、各都道府県労働局の健康安全主務課をご案内する場合がございます。

よくある質問についてはこちらをご参照ください。

(労働安全衛生法に基づく免許 | よくある質問 東京労働局)



北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎	☎011-709-2311
青森労働局	〒030-8558 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	☎017-734-4113
岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎	☎019-604-3007
宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	☎022-299-8839
秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	☎018-862-6683
山形労働局	〒990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3F	☎023-624-8223
福島労働局	〒960-8021 福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎	☎024-536-4603
茨城労働局	〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎	☎029-224-6215
栃木労働局	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	☎028-634-9117
群馬労働局	〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	☎027-896-4736
埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー15F	☎048-600-6206
千葉労働局	〒260-8612 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	☎043-221-4312
東京労働局	〒102-8306 千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎13階 労働基準部 安全課※1	☎03-3512-1615
		労働基準部 健康課※2 ☎03-3512-1616
神奈川労働局	〒231-8434 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	労働基準部 安全課※1 ☎045-211-7352
		労働基準部 健康課※2 ☎045-211-7353
新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館	☎025-288-3505
富山労働局	〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	☎076-432-2731
石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	☎076-265-4424
福井労働局	〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	☎0776-22-2657
山梨労働局	〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1番11号	☎055-225-2855
長野労働局	〒380-8572 長野市中御所1丁目22番1号	☎026-223-0554
岐阜労働局	〒500-8723 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	☎058-245-8103

※1 主にボイラー技士、クレーン・デリック運転士などの産業安全関係

※2 主に衛生管理者、潜水士などの労働衛生関係

静岡労働局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	☎054-254-6314
愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 労働基準部 安全課	☎052-972-0255
三重労働局	〒514-8524 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	☎059-226-2107
滋賀労働局	〒520-0805 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階	☎077-522-6650
京都労働局	〒604-0846 京都市中京区西ノ京通御池上ル金吹町451	☎075-241-3216
大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館 労働基準部 安全課※1	☎06-6949-6496
		☎06-6949-6500
兵庫労働局	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F 労働基準部 免許係	☎078-367-9110
奈良労働局	〒630-8570 奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	☎0742-32-0205
和歌山労働局	〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	☎073-488-1151
鳥取労働局	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89番9号	☎0857-29-1704
島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5F	☎0852-31-1157
岡山労働局	〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	☎086-225-2013
広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5F	☎082-221-9243
山口労働局	〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	☎083-995-0373
徳島労働局	〒770-0851 徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎	☎088-652-9164
香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート 合同庁舎北館3階	☎087-811-8920
愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎5F	☎089-935-5204
高知労働局	〒781-9548 高知市南金田1番39号 労働総合庁舎	☎088-885-6023
福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F 労働基準部 免許カウンター	☎092-411-4891
佐賀労働局	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4F	☎0952-32-7176
長崎労働局	〒850-0033 長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6F	☎095-801-0032
熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9F	☎096-355-3186
大分労働局	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6F	☎097-536-3213
宮崎労働局	〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	☎0985-38-8835
鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2F	☎099-223-8279
沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3F	☎098-868-4402

※1 主にボイラー技士、クレーン・デリック運転士などの産業安全関係

※2 主に衛生管理者、潜水士などの労働衛生関係

業務に必要な免許を取得しましよう

労働安全衛生法では、危険・有害な業務などについては、免許や技能講習など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています（労働安全衛生法第61条（就業制限）など）。

つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転などは免許が必要です。これらの業務に従事する際には、必要な免許を取得してください。

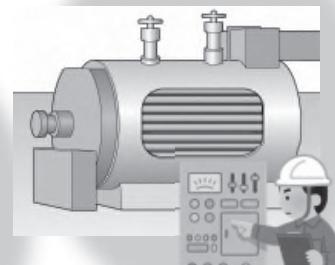
クレーン・デリック運転士

潜水士



ボイラー技士

発破技士



労働安全衛生法の免許

クレーン・デリック運転士免許
移動式クレーン運転士免許
揚貨装置運転士免許
高圧室内作業主任者免許
発破技士免許
ガス溶接作業主任者免許
ボイラー整備士免許
衛生工学衛生管理者免許
第一種衛生管理者免許
第二種衛生管理者免許

林業架線作業主任者免許
エックス線作業主任者免許
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
潜水士免許
特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
特級ボイラー技士免許
一級ボイラー技士免許
二級ボイラー技士免許
特別ボイラー溶接士免許
普通ボイラー溶接士免許

免許試験の受験申込は
(公財) 安全衛生技術試験協会 各安全衛生技術センターへ

(公財) 安全衛生技術試験協会は、労働安全衛生法に基づく免許試験を国に代わって行っている試験機関です。

受験に関するお問い合わせ、お申し込みは協会本部又は各安全衛生技術センターまで。



▲(公財)安全衛生技術試験協会
のホームページ

(7.10.1)